

高知県生活習慣病予防啓発キャラクター着ぐるみ貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県の所有する生活習慣病予防啓発キャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を市町村等に貸付けるに当たっての必要な事項について定める。

(申請等)

第2条 貸付を希望するものは、貸付希望日の1か月前までに別紙様式1により高知県健康づくり課(以下「県」という。)に貸付申請書を提出しなければならない。

2 県は申請書を受け付けたときは、別紙様式2の貸付受付簿に記載する。

(貸付決定)

第3条 県は、別に定める貸付要領に沿って申請書の記載内容を審査し、貸付の適否を決定する。

2 前項の決定は、貸付申請を承認する場合は別紙様式3により、また、貸付申請を却下する場合は別紙様式4により申請者に通知する。

(使用者の義務)

第4条 貸付を受けた者(以下「使用者」という。)は、申請書記載の使用目的以外に着ぐるみを使用してはならない。

2 使用者は、別に県が示す着ぐるみ等の着用方法、取り扱い等使用上の注意事項を遵守して使用し、使用後は別紙のとおり所定のメンテナンスを行ったうえで、速やかに県に返還しなければならない。

3 使用者は、貸付期間内に着ぐるみに破損を生じた場合は、その旨速やかに県に報告するとともに、原則として使用者の責任において修理しなければならない。ただし、使用者の修理によりがたいと県において判断した場合には、県で修理を行い、その費用を使用者に負担させる。

4 貸付期間内に発生した着ぐるみに起因する事故の賠償責任等は、使用者がこれを負う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか貸付に当たって必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

高知県生活習慣病予防啓発キャラクター着ぐるみ貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県生活習慣病予防啓発キャラクター着ぐるみ貸付要綱(以下「要綱」という。)第3条及び第5条の規定に基づき貸付に必要な事項を定める。

(貸付対象事業)

第2条 貸付の対象とする事業は、次の各号に掲げる事業とし、当該事業で使用する場合に貸付ける。ただし、企業宣伝等の営利目的や政治的又は宗教的利用が認められる場合は除く。

(ア)生活習慣病予防啓発事業

例 健康教育の一環として幼稚園、保育園、学校等での使用

(イ)その他の保健事業等

例 市町村で実施する保健事業等

(ウ)前号以外の市町村等が行う各種イベント、行事

着ぐるみが広く見学者等の目に触れることにより意識付け等の普及啓発効果が期待できるもの

(貸付対象者)

第3条 貸付の対象者は、各種団体とし、個人への貸付は行わない。

2 貸付対象とする団体は、法人格の有無、公的機関・民間団体等その性格は問わないが、前条に定める貸付対象事業を確実に実行できる規模、体制を有する団体とする。

<団体の例示>

国の機関、市町村、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学、
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、食生活改善推進協議会、
健康づくり婦人会、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、その他公(共)的機関、
社(財)団法人、民間団体、企業等

(貸付の決定)

第4条 貸付の決定は、原則として貸付希望日の2週間前までに行う。

2 貸付希望日時等が複数の申請者で競合する場合は、当該申請者間で調整を図ることとし、調整結果を受けて、県において貸付を決定する。

3 前項の調整が整わない場合は、使用目的や見込まれる効果等を勘案して、県において貸付先を決定する。

例 第2条各号の優先順位は、第1号、第2号、第3号の順において、事業規模等を含め総合的に判断する。

(その他)

第5条 使用者は、要綱及びこの要領の外、県が示す取扱上の注意等に従わなければならない。

附則

この要領は、平成20年4月25日から施行する。

高知県生活習慣病予防啓発キャラクター着ぐるみ貸付申請書

申請者	氏名: _____ 印 (団体名・代表者名) 住所: 連絡先:
使用目的	
上記により見込まれる普及啓発対象者及び人数	
貸付希望品名	高知県生活習慣病予防啓発キャラクター着ぐるみ
貸付希望期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
その他	使用に当たっては、「高知県生活習慣病予防啓発キャラクター着ぐるみ貸付要綱」及び「同貸付要領」に定める事項並びにその他県が示す取扱上の注意等を遵守します。